

人権の歴史

「人権」という考えが確立したのは、18世紀の西欧からでした。その当時の人権意識はアメリカの独立やフランス革命にみられるように、政治的平等の理念であり、自由権と参政権の確立が主張されていました。しかし、その当時の「人」には、女性や子ども、人種が異なる人等は入っていませんでした。

20世紀にはいと、社会保障や労働者の権利など各種の生存権や社会権の主張が見られるようになりました。第二次世界大戦が終わり、1948年の国連総会で「世界人権宣言(※)」が採択されました。2度にわたる世界戦争による基本的人権の侵害を反省し、世界平和の維持と人権の尊重は一つのものとして考えることになりました。

1966年には、この世界人権宣言を受けて、法的に守るべき人権の内容を具体的に定めた「国際人権規約」が採択され10年後の1976年に発効実施されました。日本でも、この「規約」を1979年に批准しています。

〔12月10日は世界人権デー〕

1948年の国連総会で「世界人権宣言」が採択されたのが12月10日なので、「世界人権デー」と決まりました。1950年には、毎年12月10日に記念行事を行うことが決議されています。

※ 世界人権宣言・法務省HP

<https://www.moj.go.jp/content/001271449.pdf>



オンラインパネル展・講演・映像のご案内

公開期間：2021年12月1日～2022年3月31日

詳しくはこちらから▶

URL <http://jinkenten2021.org>



I) みて知ろう！-オンラインパネル展

- ① 「コロナ時代の人権」 with コロナの社会と人権について
- ② 「同和問題(部落差別)」部落差別の歴史と現状について
- ③ 「ハンセン病問題」ハンセン病の歴史と回復者の生活について
- ④ 「子どもたちからのメッセージ」



II) くわしく学ぼう！-オンライン講演

「シングルマザーと女性の貧困～コロナ禍で深刻化したこと～」
女性やシングルマザーへの食支援を通じた活動からコロナ禍で深刻化する現状について詳しくお伝えします。
講師：山口桐子さん(NPO法人しんぐるまざーふぶらむ関西理事長)

III) ともに考えよう！-オンライン映像

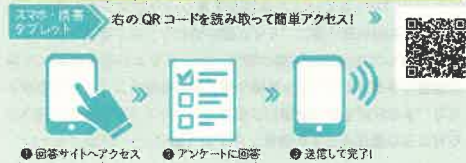
- ① 「ハンセン病の歴史と回復者の生活」
- ② 「SDGs から考える肉と私たちの食生活」



ご意見をお聞かせください！ 2021 第37回 なにわ人権展アンケート

浪速区・港区・西区では、すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざして、啓発活動を行っています。今回は新型コロナウイルス感染症予防対策として「リーフレット紙」という形で人権展をお届けいたしました。皆さまからのご意見は、今後の人権啓発活動の向上につながります。お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

回答はカンタン便利なインターネットで



アンケート期間：11月1日～12月31日

- ★ 大阪市人権啓発・相談センター 専門相談員による人権相談 ☎06-6532-7830 平日 9:00～21:00 日祝 9:00～17:30 ※土曜日、年末年始(12/29-1/3は休館)
- ★ 新型コロナこころのフリーダイヤル ☎0120-017-556(まるいなこころ) 毎日 9:30～17:00
- ★ みんなの人権110番 ☎0570-003-110 平日 8:30～17:15

あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす

区民宣言

私たちは皆、平和なまちで、社会で、しあわせに暮らしたい、人間らしく生きたいと願っています。

すべての人が、人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るく住みよい社会の実現は、日本国憲法の精神であり、世界人権宣言の理念です。

いまや私たちは、国際的な人権尊重の潮流のなかで、新たに関西国際空港開港に伴って、急速な国際化時代を迎えようとしています。21世紀に向けた共同の社会づくりを進めるためには、世界的に人権の確立と法的整備が求められています。

しかしながら私たちのまわりでは、依然として部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、民族差別、難病など、さまざまな人権侵害が後を絶ちません。

人権尊重のまちづくりは、区民一人ひとりの自覚はもとより、家庭や職場、さらには地域社会において、あらゆる差別を「しない、させない、許さない」 不断の努力によって実現するものであり、このことが私たちみんなに求められています。

ここに部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりをめざし、全力をあげて推進することを宣言します。

1994年9月9日

大阪市浪速区人権啓発推進協議会 大阪市西区人権啓発推進協議会
大阪市港区人権啓発推進協議会 大阪市大正区人権啓発推進協議会

2021 Jinken Ten

主催 浪速区・港区・西区役所
協力 浪速区・港区・大正地域「人権展」
「人・愛・ふれあいプラザ」協力委員会/
大正区役所
賛行 公益財団法人大阪人権博物館
Tel 06-4301-7783
Mail jinken2021@liberty.or.jp
発行日 2021年11月



わたしたちは、いま、Withコロナ社会を生きています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷やステイホームによるDV被害の増加など、さまざまな人権問題が生じています。

そんな時代だからこそ、「Jinken」について「誰か」のことでなく「じぶんごと」として、過去の歴史や正しい知識と情報をもとに考えてみませんか。

大阪市は昔から水都として発展してきました。また商工業都市として多くの人が生活しており、人権問題にも早くから取り組まれてきました。
(現在の浪速区や大正区の一部を南西側からみた風景)
(「大阪市/パノラマ地図」1923年大阪人権博物館蔵)

「人権展」のあゆみ I

1983年2月の大浪橋差別落書き事件を機に、同和問題に対する理解と認識を深めていただくため、1984年3月に「人権展」が、また1985年2月に「ミニ人権展」が開催されました。1985年12月に浪速、西、港、大正の4区役所と4区の人権啓発団体、浪速同和教育推進協議会、大阪西企業同和问题連絡会、労働組合など幅広い団体等で組織した「浪速・西・港・大正地域人権展実行委員会」主催により「85なにわ人権展」が開催されて以降、毎年開催しています。

その後、4区の人権に関する取り組みを一層推進するため、

1994年9月には4区の人権啓発推進協議会で区民宣言が採択されました。

2012年以降は、主催者を浪速・西・港・大正地域人権展実行委員会から4区役所とし、「人権展」・「人・愛・ふれあいプラザ」協力会議」の協力を得て、毎年、人権展を開催しています。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「読む」「聞く」「見る」人権展として、これまでの会場での開催にとられない形で実施しました。

みんなで広げよう、シトラスリボンプロジェクト

シトラスリボンプロジェクトとは、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別をなくそうと、愛媛県の有志がつくったプロジェクトです。
リボンは相模王国・愛媛にちなんだシトラスカラーで、3つの輪が地域・家庭・職場(学校)

を表現しています。
たとえ新型コロナウイルス感染症に感染しても、コロナ禍のなかにもいなくても、今までの地域で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気や思いやりがある暮らしやすい社会をめざしませんか？



10 人の国の手帳をなくそう ハンセン病のことをご存じですか？

2021(令和3)年現在新型コロナウイルス感染症により感染者やその家族への差別が大きな問題となっています。感染症について正しい知識をもつために、ハンセン病の歴史と回復者への差別について、歴史を交えながら、いっしょに考えましょう。

ハンセン病は、「らい菌」によって神経のまひや皮膚のただれなどが起こる感染症ですが、いま日本では感染する人がおらず、たとえ感染したとしても薬や治療で治る病気です。しかし昔から患者は厳しい差別を受けてきました。仏教の教えが広がるにつれて、ハンセン病に感染することは仏の罰であり、二度と抜け出せない「地獄」に落ちることだという考えが広がっていきました。

江戸時代の身分制度のなかでも、ハンセン病患者への偏見や差別は変わりなく続いています。明治維新の後になると、多くの人がハンセン病患者を救う活動を行います。なかでも大阪・堺の岡村平兵衛は、自らの技術を使って「大風子油」を造り、自宅で多くの患者を手当てしました。

しかし、1907(明治40)年、「癩予防二箇スル件」という法律が作られると、全国を5つの地区に分け、それぞれに療養所という施設を作り、全国を転々としていた患者をそこへ移していきます。そして1920(大正9)年ごろからすべての患者を社会から引き離して療養所に入れるようになります。

1931(昭和6)年には、「癩予防法」という法律が作られ、患者は家族と無理やり引き離されてしまいます。また、患者を一人も出さないとする取組み(無らい運動)が全国に広まり、



ハンセン病療養所で使われた「園内通月票」大阪入権博物館蔵

人びとも賛同していきます。療養所内では患者の持っていたお金は使えず、療養所の中でのみ使える金銭(園内通月票)を渡されました。患者は、療養所を支えるため農作業や他の患者の看病などの労働をしなければなりませんでした。

基本的な人権の尊重を掲げた日本国憲法(1947[昭和22]年)のもとでも、ハンセン病患者への差別はなくなりませんでした。1947(昭和22)年には、特効薬を用いた治療が始まりましたが、病氣から回復しても無理やり療養所に入れることは続きました。

1953(昭和28)年に「らい予防法」と名前を変えた法律によっても、相変わらず隔離は続けられ、化学療法のことでも盛り込まれていませんでした。そのため、ハンセン病回復者の権利は非常に限られていきました。しかし、ハンセン病回復者による長い闘いの末、1996(平成8)年に「らい予防法」がようやく廃止され、国はハンセン病回復者への関連した政策を撤回し、補償を行う法律を作りました。

しかし、ハンセン病回復者とその家族への差別が、完全になくなったわけではありません。一方で、差別の歴史を語ることでできる人の数は少なくなっています。

さまざまな病氣への偏見や差別があるなか、感染症回復者やその家族の思いに向き合い、差別をなくしていくためにも正しい知識と理解が何よりも大切なのではないでしょうか。



外島保養院の記念碑(西成川区)

年の神戸台風の高波によって、療養所が破壊され、多くの患者の命が奪われました。その後、岡山に移転し、邑久光明園として今もハンセン病回復者の療養所となっています。

「人権展」のあゆみⅡ 差別落書きと私たちの取組み

1983年2月21日、浪速区と大正区の境を流れる木津川に架かる大津橋の橋梁に、差別落書きが書かれているのが市民の通報によって発見されました。差別落書きの書かれていた大津橋は、車両や人の通行量も多く、人目につきやすい場所でした。

このような場所に5ヶ所も差別落書きが書かれていたということは、部落差別を助長拡大しようとする計画的な犯行であり、内容も同和地区住民の「人格」のみならず「生存権」をも否定するもので、極めて悪質な人権侵害事件であるといえます。(大津橋差別落書き事件)

また、2018年8月に市内の公共交通機関の施設内に、同和問題(部落差別)に関する差別落書きを行ったのが大阪市職員であったこと

が2019年に発覚しました。大阪府では、すべての市職員に対し、このような行為は大阪府の人権行政ひいては市政全体に対する信頼をも傷付けるということを認識するとともに、職員は率先して人権行政を推進していくべき立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で職員による差別事象の根絶に取り組むよう求めてきたところです。

また、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題についての一層の理解を図り、人権を侵害するような行為を許さないという視点を常に持ち、こうしたことを二度と発生させないという強い決意のもと取り組んでまいります。差別落書きは今なお後を絶たず、決して過去のものではありません。



身分制度のあった江戸時代の人びとの生活(「洛中洛外図屏風」)大阪入権博物館蔵

16 同和問題(部落差別)のことをご存じですか？

皆さんは、同和問題(部落差別)の歴史をご存知ですか。江戸時代には、身分制度があり、それぞれの生まれながらの身分に従って生活していました。なかでも皮革や人の死にかかわる仕事をする人びとは、普段の生活に必要な仕事であるにも関わらず「えた」「ひにん」等といわれ、社会のなかできびしい差別をうけていました。長い習慣のもとの差別は、1871(明治4)年「解放令」という法律が作られてもなくなりませんでした。

こうしたなか、部落の人びとは、1922(大正11)年3月3日、京都で全国水平社を創立して、自らの手で差別をなくしていこうと立ち上がります。全国水平社の創立大会とそれ以後も出された「宣言」は、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」で結ばれ、日本で初めて人間としての誇りを胸にして差別とたたかうことを誓いました(大阪府水平社は同年8月5日に創立されました)。

1947(昭和22)年5月3日には、基本的な人権の尊重を理念の一つに掲げた日本国憲法が施行され、基本的人権はすべての人に認められているということ(第11条)、すべての人が、見た目や考え方、性別、職業、出身地で差別されないこと(第14条)が記されています。1965(昭和40)年8月には内閣に設置された同和対策審議会の「答申」が出され、同和問題(部落差別)の解決は、国の責務であることが明記され、国や地方公共団体による多方面にわたる対策が実施されました。しかし、現在も部落差別は様々な形で日本社会のなかに広く存在しています。

そのひとつに、部落出身者であることを理由に結婚を拒否する結婚差別があります。結婚は本人同士の合意により成立する(日本国憲法第24条)にも関わらず、意識調査では、結婚の際に相手が部落出

身者かどうか気にするという回答が少なからずあります。

また、かつては就職の際に履歴書に本籍地や親の職業を書く欄がありました。これは身元調査につながる行為として広く禁止され、さまざまな施策が推進されましたが、悪質な業者等による就職差別問題は根絶できませんでした。

大阪府では、1985(昭和60)年3月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定して(2011[平成23]年改正)、結婚差別や就職差別に対してきびしい態度でのぞんできました。

しかし、一方で、インターネット上などでは、部落の地名や人名をさらしたり、旧同和地区の映像を流すなど、悪質な差別事件が後をたちません。こうしたなか、2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを定めています。そこには、情報化が進むなかで部落差別が今なお存在し、新たな状況のもとにあることをふまえて、国や地方自治体の責務などが記されています。

私たち一人ひとりが、同和問題(部落差別)を含め、さまざまな人権課題について正しい歴史を知り、差別をしてはならないことを考えることが必要ではないでしょうか。



「全国水平社第2回大会宣言」大阪入権博物館蔵

Column 大阪にあったハンセン病療養所

大阪には昔、外島保養院というハンセン病療養所が現在の西淀川区にありました。外島保養院は、「海抜ゼロメートル地帯」といわれる大阪湾に面したとても低い土地にあったので、天候が悪い時には、たびたび被害にあいました。そして、1934(昭和9)

「SDGs」っていったい何？

中央のカラフルな円を見たことがありますか？これは「SDGs」のマークです。持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで決まった2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成

され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。私たち一人ひとりが「誰一人取り残さない」ためにできることすべてがSDGsの達成につながります。これを機会に考えてみませんか。参考:外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

